

川島町パートナーシップ・ファミリーシップ

宣誓制度 利用の手引き

川 島 町

目次

1	川島町パートナーシップ宣誓制度の目的	1
2	宣誓することができる方	2
3	宣誓に必要な書類	3
4	宣誓の流れ	4
5	パートナーシップ宣誓書受領証の再交付	7
6	宣誓事項の変更	7
7	パートナーシップ宣誓書受領証の返還	7
8	子の氏名の削除	7
9	自治体間連携（転出するとき、転入するとき）	8
10	Q&A	9

1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の目的

川島町では、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様な生き方を認め合いながら、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現を目指して、令和3年（2021年）10月1日から「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始します。

この制度は、LGBTなどの性的少数者の2人が、パートナーシップの関係にあることを宣誓し、町が宣誓した事実を証明するものです。町からは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（以下「証明書」という。）、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（以下「証明カード」という。）を交付します。

この制度は、婚姻関係とは異なり、宣誓により法的な効力が生じるものではありませんが、2人の思いを尊重するとともに、お互いが人生のパートナーとして、自分らしくいきいきと活躍されることを応援するものです。

※パートナーシップとは・・・

一方又は双方が性的少数者である2人が、互いを人選のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約した関係のことです。

※ファミリーシップとは・・・

パートナーシップの関係にある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子（実子又は養子をいう）と生計が同一であり、その子を養育すると約した家族の関係のことです。

2 宣誓することができる方

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用できる方は、次の要件をすべて満たしている方です。

- (1) 双方が成年であること。(民法の改正により、令和4年4月1日から成年が「満18歳以上」になる予定です)
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ① 双方が町内に住所を有していること。
 - ② 一方が町内に住所を有し、他の一方が3か月以内に転入を予定していること。
 - ③ 双方が3か月以内に町内への転入を予定していること。※②、③の場合、町内に転入後、住民票の写しの提出が必要になります。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む）がいないこと。
戸籍抄本等で確認します。
- (4) 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと。
- (5) 双方が民法に規定されている近親者同士（直系血族又は三親等以内の傍系血族もしくは直系婚姻）でないこと。
※ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除きます。
 - 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
 - 三親等以内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、伯父伯母、甥姪
 - 直系婚姻…子の配偶者、配偶者の祖父母・父母等
- (6) ファミリーシップ宣誓の場合、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子と生計を同一にしていること。

3 宣誓に必要な書類

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に当たっての確認書（様式第1号）

- ・宣誓される日に、町職員の面前で記入・署名します。（自ら署名できない場合は、職員による代書も可能です。）

なお、性別違和等の理由がある場合は、宣誓書において通称を使用することができます。

※この書類は、窓口で用意しておりますので、持参の必要はありません。

(2) 住民票の写し

- ・1人につき1通提出してください。（発行から3か月以内。同一世帯のときは、2人の記載がある住民票の写しを1通）
- ・ファミリーシップの宣誓も行う場合は、子を含めた写しを提出してください。
- ・個人番号、本籍、世帯主との続柄の記載は不要です。

(3) 戸籍抄本・独身証明書など、独身であることを証明する書類

- ・戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は独身証明書を本籍地市町村から取得し、1人1通ずつ提出してください。
- ・ファミリーシップの宣誓も行う場合は、子を含めた写しを提出してください。
- ・外国籍の方は、大使館などが発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書等とその日本語訳文を提出してください。

(4) 本人確認書類

- ・次のいずれか1点又は2点を提示してください。

■1点の提示が必要となるもの（官公署が発行した顔写真付き証明書等）

マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）等

■2点の提示が必要となるもの

健康保険証、年金手帳等

(5) 通称を使用していることが確認できる書類（通称を使用する方のみ）

- ・社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料を提示してください。

4 宣誓の流れ

(1) 宣誓要件の確認

- 2人が宣誓できる要件に該当するかご確認ください。

対象者の要件は、2ページの「2 宣誓することができる方」を必ずご確認ください。



(2) 宣誓日の予約

- 電話またはメールで、宣誓を希望する日の7日前までに宣誓日時の予約をしてください。

【宣誓日時】

- ・ 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）
- ・ 午前9時から午後5時まで

- 予約先

川島町役場 総務課 庶務・人権グループ

電話：049-299-1753（直通）

メール：soumu@town.kawajima.saitama.jp



(3) 必要書類の準備

- 必要書類は、3ページの「3 宣誓に必要な書類」をご確認ください。

なお、必要書類の取得には、時間を要する場合がありますので、ご注意ください。
(戸籍の取り寄せなど)



(4) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓

- 予約した日時に必要書類を持参し、必ずパートナー2人揃ってお越しください。
※プライバシー保護のため、個室で対応します。
- 本人確認書類を提示の上、必要書類をご提出ください。
- 職員の面前で「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」、「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に当たっての確認書」に自署します。
- 宣誓後、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」の写しをお渡しします。
- 転入予定の方には、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受付票」を交付します。



(5) 証明書・証明カードの交付

- 宣誓の要件を満たしていることが確認できた場合、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード」を即日交付します。なお、交付まで1時間程度かかります。
- 転入予定の方には、転入の事実を確認した後、証明書と証明カードを交付します。



(6) 転入確認（該当者のみ）

- 宣誓時に、一方または双方が川島町に転入予定の場合は、宣誓後3か月以内に、転入の事実が確認できる書類（住民票の写し等）を提出してください。

宣誓証明書、宣誓証明カード

宣誓証明書

川島町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

【氏名】 様 【氏名】 様

【住所】 様 【住所】 様

【生年月日】 年 月 日 【生年月日】 年 月 日

【成年前】 氏名 様 【氏名】 様

【生年月日】 年 月 日 【生年月日】 年 月 日

お二人が、川島町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日 年 月 日

川島町長

宣誓証明カード

(表)

川島町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード

【本人】 様 【パートナー】 様

生年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日

第 号

宣誓日 年 月 日

川島町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

年 月 日 川島町長

(裏)

この証明カードは、お二人が互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを宣誓されたことを川島町として証するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、この証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性のあり方（性的指向・性自認）や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

氏名（通称を使用する場合は戸籍上の氏名）・住所

【本人】	様	【パートナー】	様
氏名	氏名	住所	住所

ファミリーシップの宣誓も行う場合

川島町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

【氏名】 様 【氏名】 様

【住所】 様 【住所】 様

【生年月日】 年 月 日 【生年月日】 年 月 日

未成年者

【氏名】 様 【氏名】 様

【生年月日】 年 月 日 【生年月日】 年 月 日

川島町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日 年 月 日

川島町長

(表)

川島町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード

【本人】 様 【パートナー】 様

生年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日

第 号

宣誓日 年 月 日

川島町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

年 月 日 川島町長

(裏)

この証明カードは、お二人が互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うこと、また、一方又は双方の子をファミリーとして、養育することを約した関係であると宣誓されたことを川島町として証するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、この証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性のあり方（性的指向・性自認）や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

氏名（通称を使用する場合は戸籍上の氏名）・住所

【本人】	様	【パートナー】	様
氏名	氏名	住所	住所
【未成年者氏名・生年月日】			
氏名	氏名	生年月日	生年月日
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日

5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の再交付

証明書等を紛失、毀損等の事情により、再交付を希望する場合は、再交付を行います。「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第5号）」を提出してください。

なお、毀損^{きそん}の場合は、証明書を添付してください。

申請には本人確認ができる書類（3ページ参照）が必要です。

6 宣誓事項の変更

宣誓した事項に変更があった場合、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届兼証明書等再交付申請書（様式第6号）」に変更内容が確認できる書類（住民票の写し、通称を使用していることが確認できる書類等）を添えて提出してください。

なお、宣誓事項の変更に伴い、証明書等の再交付を希望する場合には、「5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の再交付」のとおり申請してください。

7 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の返還

パートナーシップ・ファミリーシップを解消した場合、一方又は双方が町外へ転出をした場合、当事者の一方が死亡した場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届（様式第7号）」を提出するとともに、証明書と証明カードを返還してください。

なお、川島町と協定を結んでいる自治体へ転出するときは、川島町での返還手続きは必要ありません。詳しくは「9 自治体間連携（転出するとき、転入するとき）」（8ページ）をご覧ください。

8 子の氏名の削除

宣誓書に氏名が記載されているお子さんが満15歳に達した日以降に、お子さん本人が宣誓書から氏名の削除を希望する場合、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第8号）」を提出してください。

申立には本人確認ができる書類（3ページ参照）が必要です。

9 自治体間連携（転入するとき、転出するとき）

【川島町と協定を結んだ自治体から転入するとき】

引っ越し前の自治体での返還手続きは不要です。

川島町でパートナーシップ・ファミリーシップを宣誓していることの申告をしてください。川島町の「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード」を交付します。

（必要書類）

- ・「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓申告書（様式第9号）」

※この書類は、窓口で用意しておりますので、持参の必要はありません。

- ・以前住んでいた自治体で発行された証明書等

- ・本人確認確認書類

※ 戸籍抄本等の独身であることを証明する書類、住民票の写し、通称を使用していることが確認できる書類は必要ありません。

※ 手続きの際は、「4 宣誓の流れ」を参考にしてください。

【川島町と協定を結んだ自治体へ転出するとき】

川島町での返還手続きは不要です。

転出先の自治体のやり方に沿って、申告等を行ってください。

【協定自治体】

<パートナーシップ宣誓制度に関する協定>

東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・吉見町・鳩山町・ときがわ町・東秩父村

（令和5年6月1日から）

10 Q&A

Q パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A 結婚は民法に定められた法律行為であり、相続権や扶養の義務等、法律上の権利・義務が生じます。

一方、川島町のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、町のと要綱に基づき、2人のパートナーシップの関係にあること、未成年のお子さんがある場合にはファミリーシップの関係にあることを町が証明する制度であり、法的効力が発生するものではありません。また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか？

A この制度は、川島町が多様な生き方、多様な家族の形を応援するものです。こうした地方自治体のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度により、民間サービスの提供が徐々に始まっています。

この制度の導入により、性的少数者に関する社会的理解が進み、多様性を尊重される取組が広がることを期待しています。

Q 宣誓は、同性のパートナーしかできませんか？

A 宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず、宣誓することができますので、同性パートナーに限定した制度ではありません。

Q プライバシーは守られますか？

A 宣誓の際は、プライバシー保護のため、個室で対応します。

提供された書類や記載された内容等の大切な個人情報、厳しく管理します。

Q 宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓自体に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出いただく住民票の写し等の必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。

Q 郵送でパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓はできますか？

A 郵送での宣誓はできません。お2人でお越しいただき、意思確認をした上で宣誓

をすることができます。

Q 他の人に代理で申請してもらうことはできますか？

A 代理による申請はできません。必ず、お2人で窓口にお越しください。
お2人の意思を確認した上で、宣誓をしていただきます。

Q パートナーシップ宣誓証明書、証明カードは、再交付できますか？

A 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書」を提出いただければ再交付を受けることができます。

Q 川島町外へ転出する場合、どうしたらいいですか？

A 川島町外へ転出すると、宣誓の要件を満たさないこととなりますので、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、証明書と証明カードを返還してください。

Q パートナーシップを解消した場合は、どうしたらいいですか？

A パートナーシップを解消した場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、証明書と証明カードを返還してください。

令和3年（2021年）9月24日 発行

令和5年（2023年）6月 1日 改訂

お問合せ先

川島町役場 総務課 庶務・人権グループ

TEL 049-299-1753（直通）

FAX 049-297-6058

メール soumu@town.kawajima.saitama.jp